

福岡地裁昭和 55 年 11 月 25 日判決・判例タイムズ 433 号 52 頁

保護室隔離中に、患者がタオルを持ち込み、縊死をした事案で、裁判所は病院側の自死防止義務違反を認めました。

裁判所は、精神病患者の精神病院内の自殺について、「一般的に予見が困難といわれる」と触れたうえで、本件では、①看護師がタオルを発見できなかったことは、看護師の重大な手落ちであること②患者の入院していた病棟では、82 名の患者を夜間に 1 名の看護師が看護していたこと等からすると、患者の自死が衝動的なものであったとしても、自死を防止することができたといえ、自死防止義務を怠った看護師と病院には過失が認められるとしました。

過失が認められるためには、危険な事態や被害が発生する可能性があることがわかっていながら、これを怠ったといえる必要があります。この裁判例では、病院内の具体的な運用をもとに、過失の判断を行いました。